松 前 町 の 給 与 ・ 定 員 管 理 等 に つ い て

1　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和４年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
５年度	6,030	6,832,959	214,349	1,009,256	14.8	17.6

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B／A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
５年度	96	327,032	62,448	129,833	519,313	5,410	5,613

（注）　1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

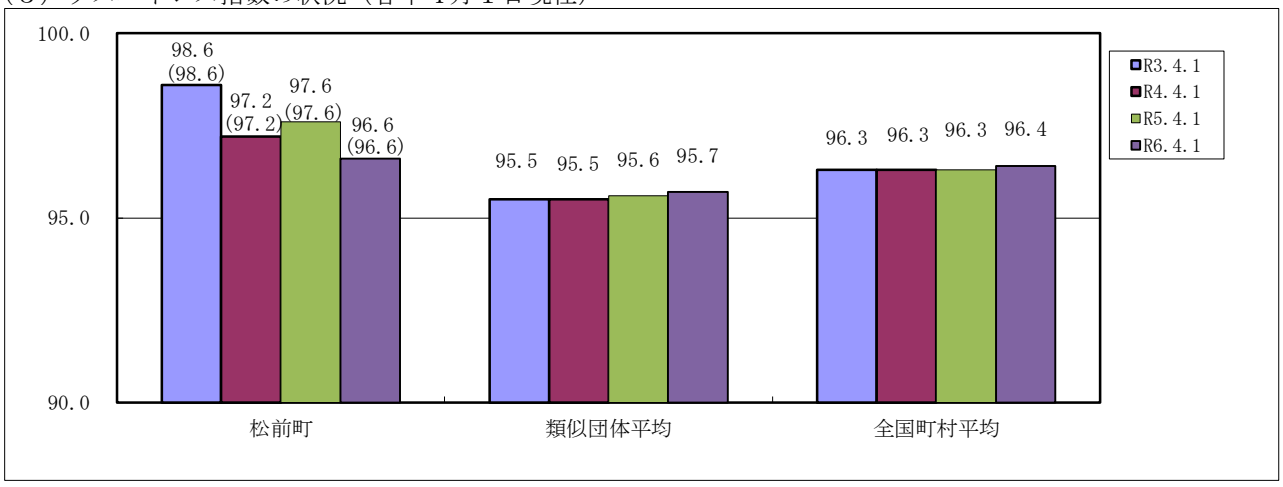

（注）　1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

（４）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A－B	勧 告 (改定率)		国の改定率
	円	円	11,183 円	%	%	%
６年度	416,561	405,378	(2.76%)	3.00%	3.0	2.76

(注)　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A－B	勧 告 (改定月数)		国の年間支給月数
	月	月	月	月	月	月
６年度	4.60	4.50	0.10	0.10	4.60	4.60

(注)　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

（５）給与制度の総合的な見直しの実施状況について

①給料表の見直し

〔 (実施)　未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

※給料表の改定実施時期　平成２７年４月１日
※内容　一般行政職の給料表について、国の見直し内容と同様に、平均0.2%引き上げ。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給割合

実施時期

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	4/1時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
松前町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

該当なし

（６）特記事項

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松　前　町	43.6 歳	310,500 円	357,757 円	342,081 円
北　海　道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	円
類 似 団 体	42.0 歳	304,244 円	352,440 円	330,264 円

②技能労務職

区　　分	公　務　員					民　　間			参　　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 （B）	A／B
松　前　町	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－
うち用務員	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－
うち運転手	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－
うちその他	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－
北　海　道	57.1 歳	106 人	319,700 円	348,495 円	335,594 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	円	－	－	－	－
類 似 団 体	50.5 歳	3 人	278,816 円	309,398 円	290,762 円	－	－	－	－

区　　分	参　　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C／D
松　前　町	－	－	－
うち用務員	－	－	－
うち運転手	－	－	－
うちその他	－	－	－

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和２～令和４年の３ケ年平）。

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※　年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松　前　町	46.8 歳	334,600 円	394,700 円
北　海　道	44.9 歳	373,800 円	424,160 円
類 似 団 体	40.5 歳	296,313 円	331,852 円

（注）　1　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		松前町	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	－	－	－
	中学卒	－	－	－
教育職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	261,100 円	－	－	373,100 円
	高校卒	225,600 円	285,900 円	－	393,900 円
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－
教育職	大学卒	－	－	－	－
	高校卒	－	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）　　Ｒ６給与実態調査

区　分	標　準　的　な　職　務　内　容	職　員　数	構　成　比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事・技師	12　人	15.2　％	162,100　円	249,400　円
２級	主事・技師	7　人	8.9　％	208,000　円	305,200　円
３級	主任・主任技師	19　人	24.1　％	240,900　円	351,000　円
４級	係長	16　人	20.3　％	271,600　円	382,000　円
５級	課長補佐	2　人	2.5　％	295,400　円	394,000　円
６級	課長・参事・課長補佐	13　人	16.5　％	323,100　円	411,300　円
７級	課長	10　人	12.7　％	365,500　円	446,200　円

（注）　1　松前町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

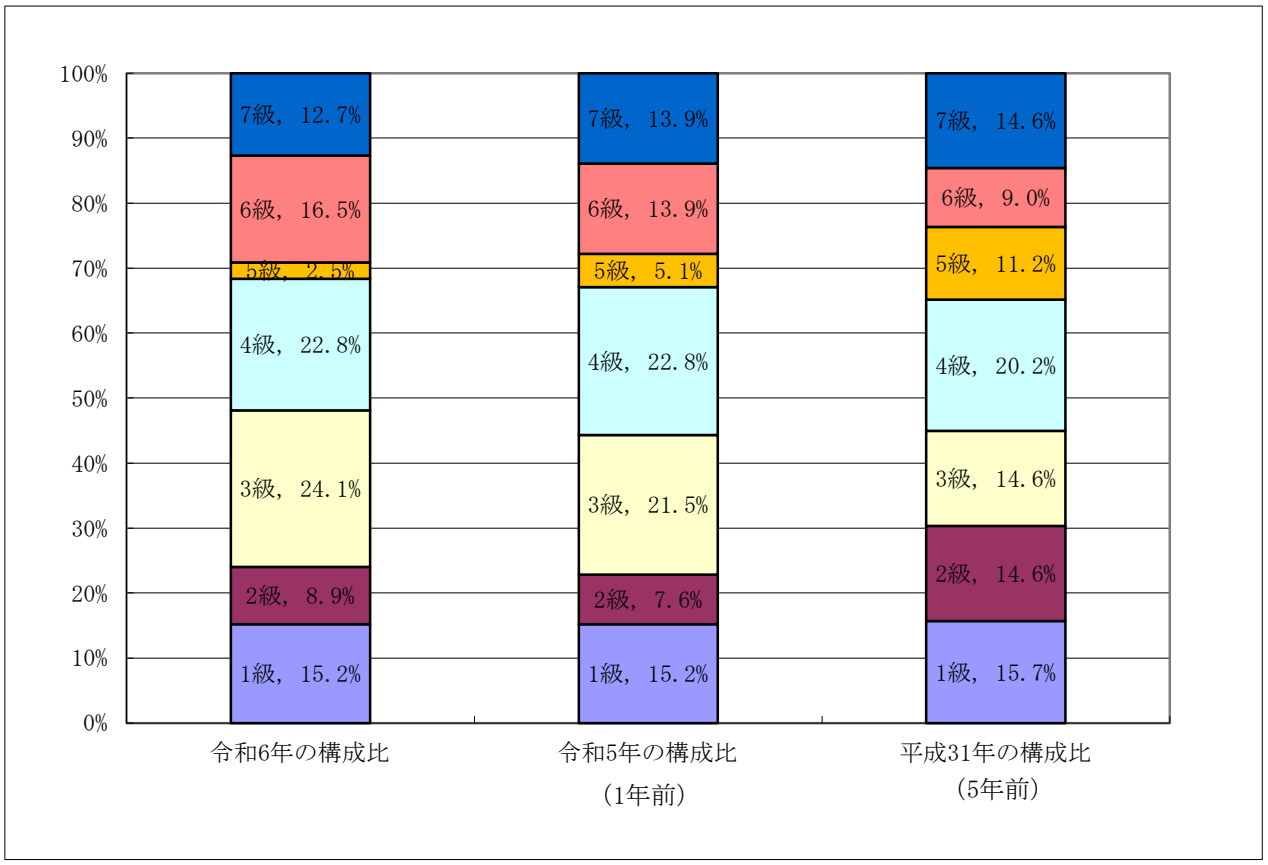

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

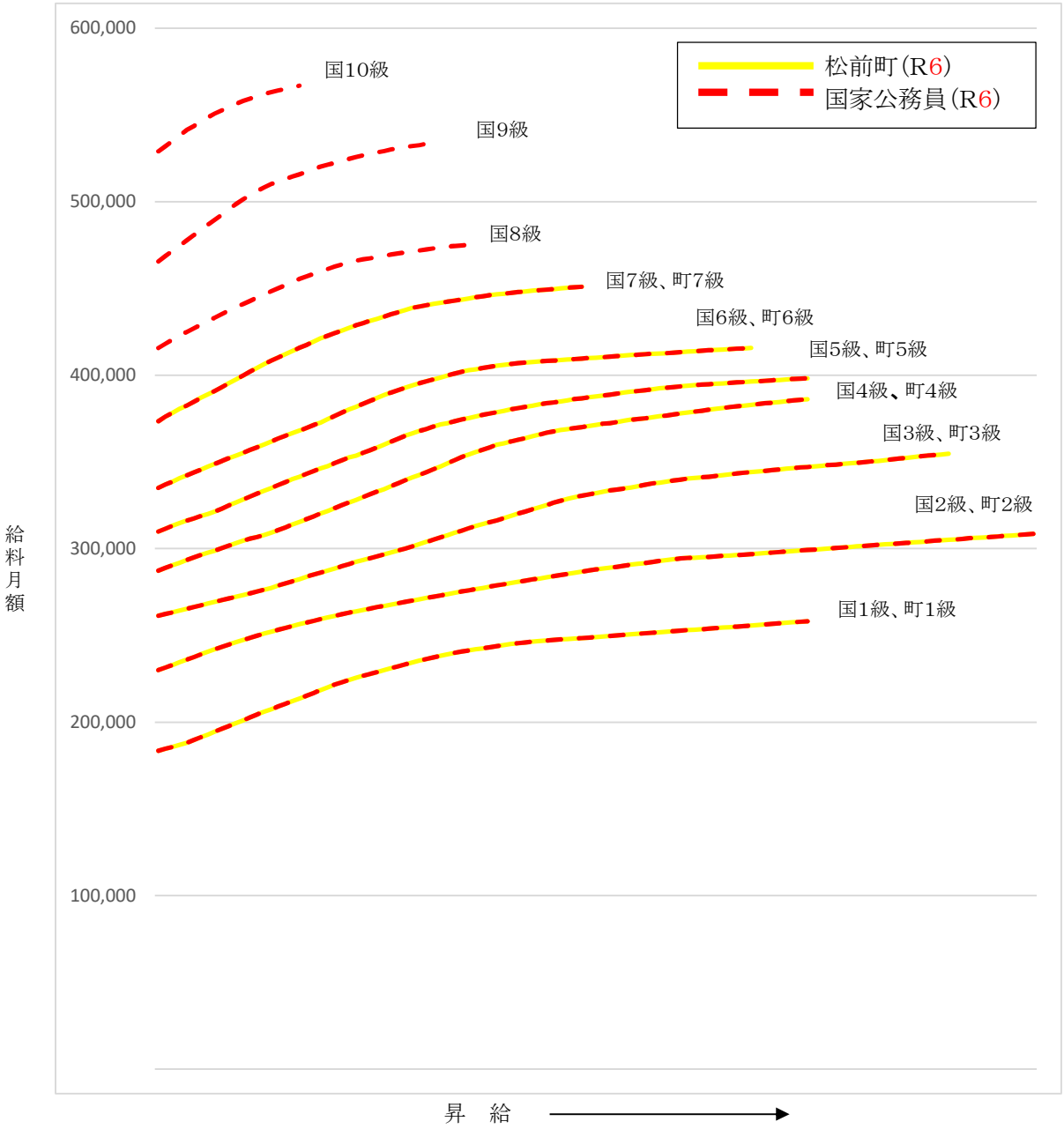

（３）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

松　　前　　町	北海道	国
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,464 千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,682 千円	－
（令和５年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.45 月分　　2.05 月分 （1.375） 月分　　（0.975） 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.45 月分　　2.05 月分 （1.375） 月分　　（0.975） 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.45 月分　　2.05 月分 （1.375） 月分　　（0.975） 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5 ～ 15 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5 ～ 20 % ・管理職加算　10 ～ 25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5 ～ 20 % ・管理職加算　10 ～ 25 %

※（　　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
１．　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
２．　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

（２）退職手当（令和６年４月１日現在）

松　　前　　町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	（2～45%加算）		定年前早期退職特例措置	（2～45%加算）	
１人当たり平均支給額					
6,924 千円		－ 千円			

（注）　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（３）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			0 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
７級地（札幌市）	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			96.6%
（ラスパイレス指数）			96.6%

(注)　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の
・・・給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
・・・・（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地
・・・域手当支給率）により算出。）

（４）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			－	千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			－	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度決算）			－	%
手当の種類（手当数）			－	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	保健福祉課職員	感染症発生等による処理業務	－ 千円	日額　1,000円ほか
死体取扱業務手当	保健福祉課職員	死体処理業務	－ 千円	１回　1,000円
精神病者移送業務手当	保健福祉課職員	精神病者移送業務	－ 千円	１回　1,000円

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	22,199 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	281 千円
支給実績（令和４年度決算）	26,947 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	337 千円

(注)　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（６）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　6,500 円 配偶者以外の扶養親族　月額　6,500 円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子　月額　10,000 円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までにある子 １人につき　月額　5,000 円加算	同じ		10,250　千円	205,000　円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のある職員　月額 22,540 円 その他の世帯主であるある職員　月額 12,860 円 その他の職員　月額　8,600 円 ※ 毎年11月から翌年3月までの5か月を支給	同じ		7,942　千円	90,250　円
通勤手当	交通機関等利用者 １か月当たりの運賃相当額（55,000円限度） 自転車等使用者 通勤距離に応じて月額2,000円～32,600円	異なる	自動車等使用者は、国の約1.7倍	5,173　千円	120,302　円
管理職手当	１　課長職　月額49,600円 ２　課長補佐職　月額32,200円	同じ		13,308　千円	492,889　円
管理職員特別勤務手当	臨時等により週休日又は休日等に勤務した場合 １回の勤務につき6,000円 （６時間を超える場合は9,000円） 平日午前０時～午前５時の間に勤務した場合 １回の勤務につき3,000円	同じ		666　千円	26,640　円
住居手当	家賃の額が月額16,000円を超える借家等 家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給	同じ		6,795　千円	261,346　円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間内に勤務した職員 1時間当たりの給料月額の135/100	同じ		627　千円	22,393　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 １回の勤務につき4,400円	同じ		0　千円	0　円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			（参考）　類似団体における最高　／　最低額
	町長	744,000 円　（　－　円）	850,000 円　／　505,800 円
	副町長	618,000 円　（　－　円）	710,000 円　／　490,000 円
報酬	議長	300,000 円　（　－　円）	375,000 円　／　205,000 円
	副議長	240,000 円　（　－　円）	307,000 円　／　175,000 円
	議員	210,000 円　（　－　円）	286,000 円　／　155,000 円
期末手当		（令和５年度支給割合）	
	町長	4.5　月分	
	副町長	4.5　月分	
	議長	4.5　月分	
	副議長	4.5　月分	
	議員	4.5　月分	
退職手当		（算定方式）　（１期の手当額）　（支給時期）	
	町長	744千円×4年×466/100　13,868　千円　任期毎	
	副町長	618千円×4年×294/100　7,268　千円　任期毎	
	備考		

（注）　1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

2　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由　（各年４月１日現在）　　各年定員管理調査

区分 / 部門			職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	31	30	△ 1	職員の退職による減
		税務	6	4	△ 2	職員配置の見直しによる減
		労働	1	1	0	
		農林水産	12	11	△ 1	職員配置の見直しによる減
		商工	5	5	0	
		土木	5	5	0	
		民生	10	9	△ 1	職員の退職による減
		衛生	9	8	△ 1	職員配置の見直しによる減
		計	82	76	△ 6	〈参考〉 人口１万人当たりの職員数　126.04 人 （類似団体の　〃　119.21 人　）
	教育部門		14	14	0	
	小計		96	90	△ 6	〈参考〉 人口１万人当たりの職員数　149.25 人 （類似団体の　〃　142.44 人　）
公営企業等会計部門	病院		61	62	1	職員の採用による増
	水道		4	4	0	
	その他		11	12	1	業務体制強化による増
	小計		76	78	2	
合計			172 〔　276　〕	168 〔　276　〕	△ 4 〔　0　〕	〈参考〉 人口１万人当たりの職員数　278.61 人

（注）　1　職員数は一般職に属する職員数である。

2　〔　〕内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）　　各年　定員管理調査

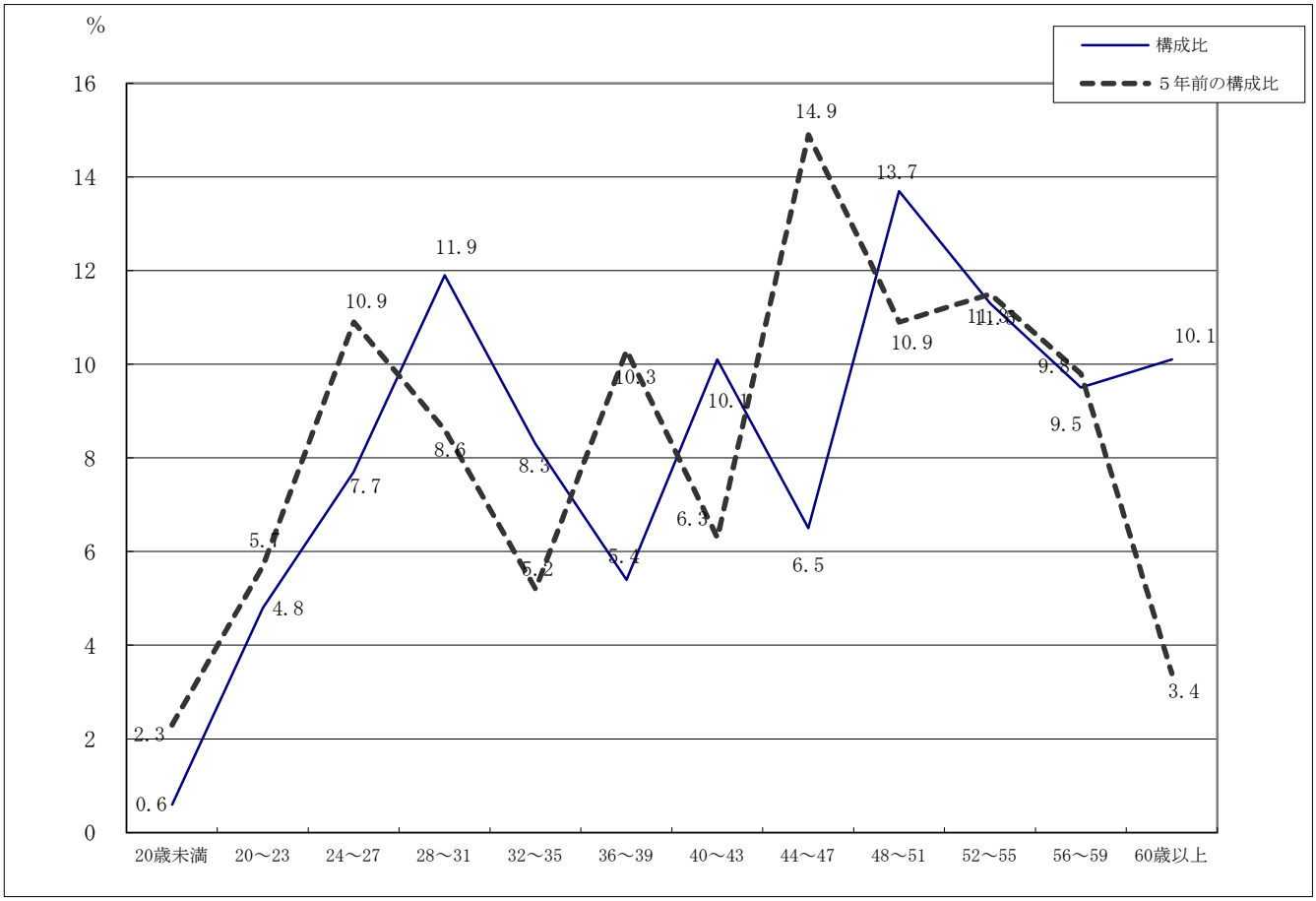

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	8	13	20	14	9	17	11	23	19	16	17	168

（３）職員数の推移　　（単位：人：％）

年度／部門別	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	過去５年間の増減数(率)
一般行政	83	84	85	82	82	76	△ 7 （ △ 8.43 %）
教育	15	15	15	14	14	14	△ 1 （ △ 6.67 %）
普通会計計	98	99	100	96	96	90	△ 8 （ △ 8.16 %）
公営企業等会計計	76	78	73	75	76	78	2 （ 2.63 %）
総合計	174	177	173	171	172	168	△ 6 （ △ 3.45 %）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。